平成２２年（フ）第３５７号
横浜市中区長者町９丁目149番地４　ダイアパレス伊勢佐木町506号室
債務者　赤田　正美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３８号
神奈川県大和市上草柳６丁目16番16号
債務者　池内加代子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３号
川崎市宮前区野川2237番地２ライオンズマンション野川204号
債務者　大野　弘治
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
川崎市宮前区初山１丁目１番９号、前住所川崎市高津区諏訪３丁目２番14号藤美ハイツ102
債務者　栗原　春美（旧姓吉元）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
川崎市宮前区東有馬４丁目22番18―305号
債務者　松浦美由紀（旧姓田野）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
川崎市宮前区有馬１丁目21番２―308号
債務者　大島　節子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
川崎市麻生区上麻生２丁目38番２号
債務者　田邉　美江
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
川崎市川崎区渡田３丁目３番１号　勝又ビル202
債務者　村上　尊史
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
川崎市川崎区小川町16番地18　川崎第２セントラルハイツ402
債務者　友山　定春（旧氏名李貞治）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
川崎市多摩区中野島６丁目１番41―404号
債務者　大野　恭美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
川崎市川崎区桜本２丁目37番１号
債務者　坂本　麗子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目67番地コーポ梅６号、従前の住所石川県七尾市満仁町カ部127番地
債務者　清水　　崇
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午前10時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１５号
石川県七尾市本府中町ト部16番地
債務者　達　　真美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午前10時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１６号
石川県七尾市馬出町ソ部35番地
債務者　増田　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６８９号
愛知県高浜市八幡町６丁目６番地33
債務者　大山由美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係